

日本言語政策学会 運営関連施行細則

会則第3条2に定めた、本会の事業を行うための運営組織について以下のように定める。

第1条（運営会議）

本会の運営のため、運営会議を設ける。

第2条（運営会議の構成）

運営会議は、会則第20条に定める各種委員会の委員長および委員、そのほか事務局長が必要と認める会員によって構成される。

第3条（運営会議の議事）

運営会議の議長は事務局長とする。

第4条（運営会議の招集）

運営会議は会長ないし事務局長によって随時招集され、会の運営に当たる。

第5条（各種委員会）

会則第20条3に基づき、各種委員会の委員長は理事会が決定する。

第6条（各種委員会委員）

各種委員会委員長は、委員会業務を行うために会員の中から委員を選出することができる。

付則

本施行細則は、2010年6月20日より施行する。